

葛飾区人権啓発紙

こんにちはは人権

Vol.15



発行・編集/葛飾区総務部人権推進課
〒124-0012
葛飾区立石 5-27-1 ウィメンズパル内
☎ 03-5654-8148

「誰か」のこと じゃない。 12月4日～10日は人権週間です

区制施行 90周年
人権週間記念講演会
のお知らせ

もう先延ばしにしない。未来にツケを回さない。
そのために、今できること。



講師
たかまつ なな さん

株式会社笑下村塾 代表取締役

●プロフィール
若者の政治参加が専門。時事YouTuberとして、政治や教育現場を中心に取材し、若者に社会問題を分かりやすく伝える。18歳選挙権をきっかけに、株式会社笑下村塾を設立し、出張授業「笑える!政治教育ショー」「笑って学ぶSDGs」を全国の学校や企業、自治体に届ける。大学生時代に、フェリス女学院出身のお嬢様芸人としてデビューし、「エンタの神様」「アメトーク!」「さんま御殿」などに出演。

今や身近な存在となったSDGs。みなさんは、なんとなく環境問題のことだと思いませんか?

実は、それだけではないんです。SDGsは、貧困や健康、平等など、さまざまな課題に対応した目標で構成されています。もちろん、環境問題に対する目標もそのひとつです。ですがなんとといっても、「誰ひとり取り残さない」というのがSDGsのテーマなのです。このテーマがまさしく人権の考え方であることを、みなさんはお気づきですか?

政治や社会問題、難しいことを“楽しく”学べる教材を作り、“お笑い芸人”を先生として全国の学校や企業に出張授業を届けている私ですが、今回は葛飾区のみなさんに楽しく学べる人権とSDGsをお届けしたいと思います!

テーマ	笑って学ぶ人権とSDGs ~私にできることはなんだろう?~
日時	令和4(2022)年12月10日(土) 午後2時から午後4時(開場午後1時30分)
場所	ウィメンズパル 多目的ホール(立石5-27-1)
保育	1歳以上就学前のお子さんが対象(先着6名)
申込み	<p>会場での参加 <<はなしょうぶコールまたはQRコード>> 先着100名 はなしょうぶコールは電話またはFAXでお申し込みください。 電話:03-6758-2222(午前8時~午後8時) FAX:03-6758-2223(24時間対応) ※FAXでお申し込みの際は、以下をご記入ください。 ①「12月10日 人権講演会」②氏名 ③住所 ④電話番号・返信用FAX番号 ⑤年齢 ⑥保育希望の有無(有の場合はお子さんの名前(ふりがな)・年月齢)</p> <p>オンライン(Zoom)での参加 <<メールまたはQRコード>> 先着25名 メールアドレス:031200@city.katsushika.lg.jp ※メールでお申し込みの際は、以下をご記入ください。 ①「12月10日 人権講演会」②氏名 ③住所 ④電話番号 ⑤年齢</p>
主催	葛飾区、葛飾区教育委員会 東京法務局葛飾地区人権擁護委員会
共催	公益財団法人 東京都人権啓発センター
問い合わせ	人権推進課(☎03-5654-8148)

入場無料



お申し込みQRコード

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来場の際はマスクの着用をお願いいたします。体調不良や発熱がある場合は、来場をお控えください。



人権擁護委員は、相手への思いやりの心を育てます

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をしています。

人権の花運動

草木を育てることをとおし命の尊さを学び、思いやりの心をはぐくんでいます。



南綾瀬小学校



本田小学校



木根川小学校

人権メッセージ 次世代を担う小学生がメッセージを書くことを通じて、人権尊重の重要性について理解を深めます。

差別と偏見のない社会へ

木根川小学校 七五三 琴香さん

人権問題と聞いて、私が最初に思ったのは、障がいのある方や病気のある方への差別と偏見です。「一人一人の個性をみつめよう」これは、最近社会に浸透してきている考え方です。私はこれを聞いて、「なぜ障がいという個性はみつめられる人が少ないのだろうか?」と思いました。

私がこう感じたのには理由があります。私には聴覚過敏という病気があります。これにも人によって感じ方はあるのですが、私の場合、たくさんの音を聞くととても気持ちが悪くなります。なので電車ではヘッドホンをつけるのですが、初めてつけて電車に乗った日は、とても変な目でジロジロ見られました。私のように、見た目では分からない障がいや病気で苦しんでいる人はたくさんいます。大変な思いをしている

方を変な目で見るのはおかしいと思いました。

調べていくと、日常生活で差別や偏見を感じている障がい者の方が約60%いるという記事を見つけました。この記事を見て私もやっているかもしれないと思いました。

例えば、目が見えない方に対して、大変そう、可哀想と思ってしまったことがあります。そして、こういう考えをした人が障がい者の方に対して、過剰なサービスをして困らせてしまうんだと思いました。それでも、人の助けを借りないと、生活が難しい方だっています。

だから、障がい者の方や病気のある方に対して差別や偏見をせずに相手の困っていることに応じて対応の仕方を変えることや、見た目で判断しないことが大切だと思います。そして、このことには障がいや病気への理解も大切です。差別や偏見を全く無くするのは難しいことかもしれないけれど、少しでも減ってほしいです。

未来につながるSDGs

人権とSDGs

SDGs (エス・ディー・ジーズ) という言葉を、カラフルなロゴマークとともによく見聞きするようになりました。葛飾区でも、SDGs の考え方のもと「持続可能なまちづくり」を推進しています。みなさんにも「ちょっと気になる SDGs」なのかもしれません。

SDGs は、2015 年に国連で採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(以下「2030 アジェンダ」といいます)に含まれる 17 の「目標」と、それぞれの目標ごとのより詳しい 169 の「ターゲット(具体的な目標)」からなる「持続可能な開発目標」のことです。「アジェンダ」は行動計画や政策課題といった意味です。

冒頭の「変革する」は原文では「トランスフォーム」で、非常に強い意味を持つ言葉です。単なる変化(チェンジ)ではなく、根本的にこの世界のありようを変えていかないと、地球も社会も持続できない、もうもたないという強い危機感が世界の国々で共有されたということです。

もう 3 年近く続いているコロナ禍は、日々の暮らしや仕事に大きな影響を及ぼしてきました。世界では、多くの地域で今なお絶えることなく紛争が続いています。夏の酷暑や冬の極寒といった極端な気象や風水害など、気候変動の影響も身近に感じるようになってきました。「危機」は私たちの身のまわりにも迫ってきています。

2030 年までに達成するとされた SDGs の 17 目標には、貧困、飢餓、保健、教育、ジェンダー、労働、水、生産と消費、エネルギー、気候変動といった、いま世界が直面するさまざまな課題が含まれています。例えば、目標 11「都市と人間の居住地を、誰も排除せず、安全で、強くしなやかで持続可能にする」のターゲット 11.7 では、「2030 年までに、安全で、誰も排除せず利用しやすい緑地や公共スペースを、すべての人々、とくに女性、子ども、高齢者、障害者が利用できるようにする」と、日々の暮らしにも関係する内容が書かれています。

「誰ひとり取り残さない」という言葉を聞かれたことがあるかもしれません。例にあげたターゲット 11.7 でも「すべての人々、とくに女性、子ども、高齢者、障害者が」とされているように、すべての目標・ターゲットの達成をめざすにあたり、「誰ひとり取り残さない」ことが国連で合意されたわけです。「2030 アジェンダ」では、



「我々は、誰ひとり取り残されないことを誓う。我々は、人間の尊厳が基本的に重要であると認識し、目標とターゲットがすべての国、すべての人々、社会のすべての部分で満たされることを望む」と書かれています。「我々」とは「2030 アジェンダ」に合意した国々であり、「人間の尊厳」は「人権」の基礎にある考え方です。

これだけでも「SDGs は人権目標」であると言えるかもしれません。SDGs に掲げられた多くの課題は、どれも「人が生きること」と直接・間接に関わっています。つまり、SDGs のほとんどの課題は人権と関わりがあることがわかります。実際、SDGs の 17 目標の中では「人権」は 1 か所だけですが、「2030 アジェンダ」全体では「人権」が 14 か所にわたって出てきます。

日々、さまざまなことが起こっています。楽しいこともあります。悲しく、困難なことも、人が大切にされているとは言えない現実もたくさんあります。感染症の猛威、格差と貧困の拡大、そして気候変動、…と困難な時代であるからこそ、「人を大切に」する人権尊重が求められています。人権尊重が基礎にある SDGs も、こうした困難な時代の中で、その達成のための私たち一人ひとりの努力がますます必要になっています。

執筆者プロフィール

松岡 秀紀(まつおか ひでき)さん

一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター(愛称:ヒューライツ大阪)特任研究員。

国際的な人権基準の普及、情報発信に取り組むヒューライツ大阪で、「ビジネスと人権」や「SDGs と人権」等を担当。

大阪公立大学、関西学院大学、同志社大学大学院で非常勤講師。著書に『SDGs と人権 Q&A』(共著)など。

人権から見る持続可能な社会

【SDGs 目標 5】 ジェンダー平等を実現しよう ～育児・家事・介護におけるジェンダー格差について～

はじめに

SDGs 目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」のターゲット 5.4 には「各国の状況に応じた世帯・家庭内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する」が挙げられています。育児・家事・介護といった「家庭内ケア労働」は人間の生活に必要不可欠でありながら、対価は支払われず、社会的に評価されることも少ないという問題があります。共働き家庭が増えてきた現代でも、これらを担っているのは主に女性であり、「男は外で働き、女は家を守る」という考えが根強く残っています。

経済産業省は、育児・家事は年間で 410 万円分の働きであると試算しています。しかし、女性が無償で行うものという考え方が変わらない限り、女性への差別はなくならないでしょう。つまり、家庭内ケア労働の重要性を認識して、何らかの形で評価することができる社会の構築が求められているわけです。

世界と比較した日本のジェンダー格差

まず、日本のジェンダー格差について国際比較の観点から眺め、家庭内ケア労働が女性に偏る理由やその影響、さらには男性の育児・家事・介護についても考えてみようと思います。

世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数 2022」によれば、日本の順位は 146 か国中 116 位で、先進国の中では最低レベルとなりました。この指数は「経済」「政治」「教育」「健康」の 4 つの分野から成りますが、日本では「教育」と「健康」ではジェンダー格差が少ないものの、「経済」と「政治」における女性の進出は諸外国と比べるとかなり低いです。

この 4 つの分野の他に「育児・家事・介護」を入れたら、さらにジェンダー格差が大きくなるでしょう。総務省のデータでは、日本の母親の 1 日平均の家事関連時間は 7 時間 30 分ですが、父親は 38 分とかなり短くなっています。

なぜ家庭内ケア労働は女性に偏るのか

それでは育児・家事・介護がなぜ女性に偏ってしまうのでしょうか。第一に考えられるのは社会におけるジェンダー

に起因する差別です。そのひとつの表れが男女間の賃金格差で、日本では男性の平均的な報酬を 100% とすると女性の報酬は 76% です。この賃金格差が存在する限り、育児や介護のために休職するのは家計へのダメージが少ない女性である確率が高くなります。また、女性の役割は家族のケアだという性差別や偏見の社会規範が我々の生活の中に根付いていることも指摘されています。

このように女性が育児・家事・介護をするのは当たり前のような環境は女性にとっては自身の就労や昇進の機会を制限するものであり、育児不安や家庭内のストレスの原因となります。その結果、ネガティブな養育態度につながっていくことは多くの研究からわかっています。

ジェンダー格差をなくすために

家庭内ケア労働のジェンダー格差を是正するために必要なのは、男女の役割に対するアンコンシャスバイアス（無意識の偏見）に敏感になり、かつなくすことであり、同時に無報酬でありながら我々が生きていく上でもっとも重要な育児・家事・介護を高く評価することなのです。また、周りからの理解と男女の協働が必要です。2000 年代より育児を積極的にする「育メン」が増えてきました。男性が家庭内ケア労働に参画することは女性の孤立した「孤育て」をなくします。

家庭内ケア労働が女性に偏っていること、また女性の方が上手くできるのだという根拠のないバイアスは明らかに女性の人権を無視していると思います。広く社会におけるジェンダー格差を考える前に、ジェンダーに起因する差別は毎日の家庭生活の中でも起きていると認識することが重要です。そして、家庭内ケア労働を評価することは、男女の平等な参加とウェルビーイング[※]につながっていきます。

※幸福な状態の意

執筆者プロフィール

石井クンツ昌子 (いしいくんつまさこ) さん

お茶の水女子大学理事・副学長。ワシントン州立大学で博士号取得後、カリフォルニア大学リバーサイド校で 20 年間教鞭を執り、2006 年にお茶の水女子大学に着任。2020 年にお茶の水女子大学名誉教授。2021 年から現職。2022 年からはジェンダード・イノベーション研究所長を兼務。専門は家族社会学とジェンダー研究。著書に『「育メン」現象の社会学：育児・子育て参加への希望を叶えるために』など多数。

東京都パートナーシップ宣誓制度が始まりました



令和4(2022)年11月1日に始まったこの制度は、多様な性に関する都民の理解を促進すること、パートナーシップ関係に係る生活上の不便を軽減すること、性的マイノリティ当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるなどを目的としています。

双方またはいずれか一方が性的マイノリティである二人が、お互いを人生のパートナーとして継続的に協力し合うことなどを、東京都知事に対して宣誓し届け出ると、東京都知事が受理証明書を発行します。この

受理証明書を利用することで、法的に結婚しているカップルが利用出来る制度の一部(例:都営住宅への入居申込など)を利用することが出来るようになります。

葛飾区では、より多くの方々が差別や偏見を受けることなく、大切なパートナーや子どもと共に日常の生活を送ることができるよう、本制度の活用を進めています。

差別のない社会を目指して

同和問題(部落差別)とは

日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分制度や歴史上、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、今でも様々な形で表れている重大な人権問題です。

封建時代において、武具・馬具や多くの生活用品に必要な皮革を作る仕事や、地域の警備を行うなど、当時の生活に欠かせない役目を専門に担っていた人々がいましたが、住む場所、仕事、結婚、交際など生活のすべての面で厳しい制限を受け、差別されていました。

それらの人々が住まわされていたところが、「同和地区(被差別部落)」といわれています。

同和地区(被差別部落)の出身であるという理由だけで、結婚や就職などいわれなき差別を受けている人々がいます。区内公園などへの差別落書きやインターネット上に差別を助長するような内容の書き込みがなされるなどの事案も発生しています。令和3年度

全国水平社創立100周年

大正11(1922)年3月3日、被差別部落の人々が自らの力と団結によって解放を目指す「全国水平社」の創立大会が開かれ、「水平社宣言」が採択されました。

この宣言は、被差別部落出身の若者たちが考えたもので、長い歴史の中で不当な差別を受けてきた人々の痛切な思いとともに、すべての人があらゆる差別を受けることなく、お互いを尊重し合い人間らしく暮らしていける社会の実現を願う気持ちが込められています。

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」で結ばれた「水平社宣言」は、日本で初めての人権宣言といわれています。

に実施した「葛飾区世論調査」では、同和問題を知っていると答えた方のうち1割弱が、子どもの結婚相手が「同和地区」出身者の場合の対応として、「反対する」または「賛成するが、相手の家族とはあまり親戚付き合いをしない」と答えています。

葛飾区内での差別落書き(令和2(2020)年2月)



中川右岸緑道公園

みんなの力で解決しよう

平成28(2016)年12月16日に「部落差別のない社会を実現すること」を目的として「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。

一人ひとりが自分に関わる問題として差別の現実を知り、どうすれば差別を無くすことができるのかを考え、行動することが大切です。

【相談窓口】ひとりで悩まずに、ご相談ください(相談は無料・秘密は守られます)

●人権に関する相談

- みんなの人権 110番 0570-003-110 (ナビダイヤル)
- 子どもの人権 110番 0120-007-110 (フリーダイヤル)
- 女性の人権ホットライン 0570-070-810 (ナビダイヤル)
- 外国語人権相談ダイヤル 0570-090-911 (ナビダイヤル)
(Foreign-language Human Rights Hotline)

●葛飾区男女平等推進センター

- 女性のための法律相談 03-5698-2211 (要予約)
火曜日/午後1時30分~午後4時30分(祝日・年末年始を除く)
- 悩みごと相談 03-5698-2213 (要予約)
月・火・木・金曜日/午前10時~午後5時
水曜日/午後1時~午後8時(午後5時以降は電話相談のみで男性からの相談にも対応)
(祝日・年末年始を除く)
- LGBTs相談 03-5654-8148 (要予約)
毎月1回 土曜日/午後1時30分~午後4時30分

●性犯罪・性暴力に関する相談

- 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター
03-5607-0799 「性暴力救援ダイヤル NaNa (24時間 365日)」
- 内閣府「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」
#8891 (全国共通番号)
- 警察 性犯罪被害相談 #8103 (全国共通番号)

●DVに関する相談

- 葛飾区配偶者等からの暴力相談(DV相談) 03-5698-2211 (要予約)
月・木曜日/午前10時~午後5時(祝日・年末年始を除く)
- 東京ウィメンズプラザ
(一般相談) 03-5467-2455
午前9時~午後9時(年末年始を除く)
(男性のための悩み相談) 03-3400-5313 (要予約)
月・水・木曜日/午後5時~午後8時(祝日・年末年始を除く)
土曜日/午後2時~午後5時(祝日・年末年始を除く)
- (DV専用ダイヤル) 03-5467-1721
午前9時~午後9時(年末年始を除く)
- 東京都女性相談センター 03-5261-3110
月~金曜日/午前9時~午後9時(祝日・年末年始を除く)
土・日曜日・祝日・年末年始/午前9時~午後5時
電話相談受付時間外の緊急時 03-5261-3911
- 内閣府「DV相談+ (プラス)」
0120-279-889 (つなぐ はやく)
電話・メール 24時間受付
チャット 正午~午後10時
<https://soudanplus.jp>

※年末年始 12/29~1/3

